

「姫島村空き家バンク」 物件登録の流れ

(空き家を売りたい方、貸したい方)

1. 物件登録の申込

①空き家バンクへの物件登録を希望される方は、次の様式に必要事項を記入し、必要書類を添付して、企画振興課に提出してください。

- 姫島村空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）
- 姫島村空き家バンク物件登録カード（様式第2号）

2. 申込受付／現地確認

①申込みのあった物件は、村の担当者と所有者（管理者）立会いのもと、空き家の現地確認を行います。

②現地では、物件の写真撮影（外観・室内）、間取り、周辺状況等の確認をさせていただきます。

3. 物件登録完了

①現地確認にて空き家バンクに登録できる状態であることを確認後、空き家台帳に登録し、「物件登録通知」をお届けします。

②物件登録後は、姫島村ホームページで空き家情報を公開します。

4. 利用登録者の紹介

①利用登録者から交渉の申込みがあった場合は、村から所有者（管理者）にその旨を連絡します。交渉の承諾後に、所有者（管理者）の氏名、連絡先を利用登録者へお教えします。（紹介は、一度に1件のみ）

5. 交渉、契約の流れ

- ①紹介後の交渉、契約は、当事者間で行っていただきます。
- ②必要に応じ、交渉経過を確認させていただきます。
- ③交渉が終了した場合は、その結果（契約の成否）を必ず企画振興課へご報告ください。
- ④契約成立後は、姫島村空き家バンク物件登録抹消届（様式第5号）を企画振興課に提出してください。

ご注意ください！

姫島村は、空き家等情報の紹介やバンク登録に係る連絡調整等を行います。が、「所有者（管理者）」と「利用登録者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉及び契約等に関する仲介行為は一切行いません。

また、契約に関するトラブル等につきましても、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

■登録内容の変更

空き家物件の登録内容に変更があった場合は、姫島村空き家バンク物件登録事項変更届（様式第4号）を企画振興課に提出してください。

■その他

ご不明な点やご相談がありましたら、下記までお問い合わせください。

登録手続き等に係るお問い合わせ・お申し込み先

〒872-1501

大分県東国東郡姫島村1630番地の1

姫島村役場 企画振興課

TEL：0978-87-2282

FAX：0978-87-3629